

(案)

五條市建設工事等総合評価落札方式(簡易型)落札者決定基準

工 事 名: ○○○工事
工事番号: 2401○○○
工事場所: 五條市 ○○町 地内例: 土木一式A等級A1グループ
(2項目4提案)

五條市建設工事等総合評価落札方式(簡易型)における落札者決定基準は以下によるものとする。

分類	評価(審査)項目		評価(審査)内容		評価(審査)基準		配 点	
施工計画	②品質管理 (注1)		材料や構造物の品質確認方法、管理方法の適切性(評価項目に付き3提案以上記入があった場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とする)		a. 品質の確認方法、管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる b. 品質の確認方法、管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる c. 品質の確認方法、管理方法が適切であるが上記a. bに該当しない	3点/ 1提案 1.5点/ 1提案 0	左記得点の合計点 Max 3	小計 12点満点
	③安全管理 (注1)		現地条件等を踏まえ安全管理上の課題への対応の適切性(評価項目に付き3提案以上記入があった場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とする)		a. 現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図られ、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる b. 現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図られ、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる c. 現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図られているが上記a. bに該当しない	3点/ 1提案 1.5点/ 1提案 0	左記得点の合計点 Max 3	
技術提案書の施工実績等	企業の施工実績	工事成績評定点(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)(注6)	過去5年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した五條市発注の「当初税抜設計金額が500万円以上の一般土木工事等」の工事成績評定点の平均値(過去5か年の全件数の平均値)(注2)(注3)(注4)(注5)(注11)	a. 65点以上 下記の表彰を受けている ○国土交通省近畿地方整備局の表彰 ・優良工事等施工者(工事請負業者)表彰(局長、事務所長) ・優良工事等施工者(技術開発)表彰 c. 60点未満	(工事成績評定点の平均値－65)×0.1 MAX2.5 (工事成績評定点の平均値－65)×0.4 -3		小計 9.5点満点	
		表彰(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)(注6)	過去5年間ににおける国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県の一般建設工事等に対する表彰(注2)	a. 下記の表彰を受けている ○国土交通省近畿地方整備局の表彰 ・優良工事等施工者(工事請負業者)表彰(局長、事務所長) ・優良工事等施工者(技術開発)表彰 ・優良工事等施工者(安全対策)表彰 ・優良工事等施工者(イメージアップ)表彰 ・コンクリート構造物品質コンテスト表彰 b. 下記の表彰を受けている ○奈良県県土マネジメント部の表彰 ・優良工事表彰(県土マネジメント部長、県土マネジメント部の所長(発注機関の長による)表彰) c. 上記aに該当しない	0.5 0.25 0			
			ISO9000シリーズ、ISO14000シリーズ認証取得(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)(注6)		a. 本社・工場等当該工事関係部署がISO9000シリーズかつISO14000シリーズ認証を取得している b. 本社・工場等当該工事関係部署がISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ認証を取得している c. 上記a. bに該当しない	1 0.5 0		
				配置予定技術者の実績(JVは代表者のみ採点する)	過去15年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した同種工事についての監理技術者・主任技術者・現場代理人としての施工経験 (注2)(注7)(注8)	a. 監理技術者・主任技術者として国、奈良県、又は五條市が発注した同種工事の完成・引渡が完了した b. 監理技術者・主任技術者として特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体(奈良県・五條市を除く)が発注した同種工事の完成・引渡が完了した c. 現場代理人(現場代理人で配置されたときに既に同種工事の監理技術者の資格を有していた者に限る)として国、特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体(奈良県・五條市を含む)が発注した同種工事の完成・引渡が完了した。ただし、配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。 d. 上記a. b. c. に該当しない		2 1 1 0
	地域精通度(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)(注6)	本店の所在地 (注12)			a. 五條市内に本店がある b. 上記aに該当しない	1 0		
		過去15年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した地域内工事の実績 (注2)	a. 国、奈良県、又は五條市が発注した工事で、五條市内の工事実績がある b. 上記aに該当しない		1 0			
	社会・地域貢献(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)(注6)	災害協定の締結	a. 奈良県又は五條市と災害協定を締結していることが確認できる b. 上記aに該当しない		1 0			
		地域貢献活動の実施(注13)	a. 過去1年間に地域貢献活動(ボランティア)を実施し、五條市から表彰されている b. 上記aに該当しない	0.25点/枚 0	Max 0.5			
			加 算 点 合 計 (注9)		21.5点満点			

- (注1) 施工計画の記載内容が適正でない(未記載を含む)場合、提案を求めている事項が1つでも欠落している場合、本工事の施工条件(工種、工法、地形、地名等)に合致していない内容が含まれている場合は欠格とし、入札参加を認めないものとする。
- (注2) 過去5年間とは、工事成績評定点にあつては平成31年4月1日～令和6年3月31日とする。また、表彰にあつては平成31年4月1日～令和6年3月31日までに完成し、かつ、引渡が完了した工事で、公告日の前日までに表彰を受けたものに限るものとする。なお、過去5年間に複数の工事で複数の表彰を受けた場合でも、その企業に対して1表彰として加算するものとする。
- (注3) 過去15年間とは、平成21年4月1日～本工事の公告日までとする。
- (注4) 「工事成績評定点の平均値」は、小数点以下第3位を切り捨てて、小数点以下第2位とする。
- (注5) 「配点」についても、小数点以下第3位を切り捨てて、小数点以下第2位までとする。
- (注6) 過去に五條市建設工事等競争入札参加資格における土木一式工事の格付けに変更があつた入札参加者においては、以前に格付けされていた等級に応じた発注基準に基づいた入札で受注し、過去5年間(平成31年4月1日～令和6年3月31日まで)に完成し、かつ、引渡が完了した工事の工事成績評定点についても評価の対象とする。過去5年間に当該工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし配点は0点とする。
- (注7) 一般土木工事等とは、舗装工事・PC橋上部工工事・鋼橋上部工工事・塗装工事・水門工事・建築工事・設備工事(土木設備・建築設備・下水道設備・水道設備)・解体工事(令和元年6月1日以降)以外のすべての工事とする。
- (注8) JVの場合は、出資比率による加重平均で採点するものとし、加重平均した後に小数点以下第3位を切り捨てし、小数点以下第2位まで計算するものとする。
- (注9) 「同種工事」の実績要件は、当該工事の入札公告において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。
- (注10) 現場代理人としての施工経験において、「監理技術者の資格を有していた者」とは監理技術者資格者証の交付を受けた者とする。
- (注11) 配置予定技術者の実績において加算され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置予定技術者を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ、工事成績評定において10点減点とする。
- (注12) 「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条及び同施行令第1条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が五條市で確認できるものに限る)。
- (注13) 「公共法人」とは、法人税法第2条第5号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注14) 加算点の合計が、減点により0点を下回る場合は欠格とし、入札参加は認めないものとする。
- (注15) 技術提案書の提出書類について、工事名・工事番号が適正でない場合、会社名が記載されていない場合、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合、配置予定技術者の氏名が記載されていない場合は欠格とし、入札参加は認めないものとする。
- (注16) 自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事等を除く。
- (注17) 本店の所在地は、本工事の公告日時点での住所とする。
- (注18) 過去1年間とは、公告日の前日までに感謝状の贈呈を受けたものに限るものとする。なお、感謝状の贈呈は、ひとつのパッケージに対してひとつの感謝状として加算するものとする。

(案)

五條市建設工事等総合評価落札方式(簡易型)落札者決定基準

工 事 名: ○○○工事
工事番号: 2401○○○
工事場所: 五條市 ○○町 地内例: 土木一式A等級
(1項目2提案)

五條市建設工事等総合評価落札方式(簡易型)における落札者決定基準は以下によるものとする。

分類	評価(審査)項目		評価(審査)内容		評価(審査)基準		配 点		
技 術 提 案 書 (注10)	施 工 計 画	②品質管理 (注1)		材料や構造物の品質確認方法、管理方法の適切性(評価項目に付き3提案以上記入があった場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とする)	a.	品質の確認方法、管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	3点/ 1提案	左記得点の合計点 Max 3	小計 6点満点
					b.	品質の確認方法、管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	1.5点/ 1提案		
					c.	品質の確認方法、管理方法が適切であるが上記a. bに該当しない	0		
	企 業 の 施 工 実 績 等	③安全管理 (注1)	工事成績評定点 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注6)	過去5年間に元請 (JVの構成員として請負った工事を含む) として完成・引渡が完了した五條市発注の「当初税抜設計金額が500万円以上の一般土木工事等」の工事成績評定点の平均値 (過去5か年の全件数の平均値) (注2) (注3) (注4) (注5) (注11)	a.	65点以上	(工事成績評定点の平均値－65) × 0.1 MAX2.5		小計 9.5点満点
					b.	60点以上65点未満	(工事成績評定点の平均値－65) × 0.4		
					c.	60点未満	－3		
			表彰 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注6)	過去5年間ににおける国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県の一般建設工事等に対する表彰 (注2)	a.	下記の表彰を受けている ○国土交通省近畿地方整備局の表彰 ・優良工事等施工者 (工事請負業者) 表彰 (局長、事務所長) ・優良工事等施工者 (技術開発) 表彰 ・優良工事等施工者 (安全対策) 表彰 ・優良工事等施工者 (イメージアップ) 表彰 ・コンクリート構造物品質コンテスト表彰	0.5		
					b.	下記の表彰を受けている ○奈良県県土マネジメント部の表彰 ・優良工事表彰 (県土マネジメント部長、県土マネジメント部の所長 (発注機関の長による) 表彰)	0.25		
					c.	上記aに該当しない	0		
		ISO9000シリーズ、ISO14000シリーズ認証取得 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注6)	ISO9000シリーズ、ISO14000シリーズ認証取得 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注6)	a.	本社・工場等当該工事関係部署がISO9000シリーズかつISO14000シリーズ認証を取得している	1			
				b.	本社・工場等当該工事関係部署がISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ認証を取得している	0.5			
				c.	上記a. bに該当しない	0			
		配置予定技術者の実績 (JVは代表者のみ採点する)	過去15年間に元請 (JVの構成員として請負った工事を含む) として完成・引渡が完了した同種工事についての監理技術者・主任技術者・現場代理人としての施工経験 (注2) (注7) (注8)	a.	監理技術者・主任技術者として国、奈良県、又は五條市が発注した同種工事の完成・引渡が完了した	2			
				b.	監理技術者・主任技術者として特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体 (奈良県・五條市を除く) が発注した同種工事の完成・引渡が完了した	1			
				c.	現場代理人 (現場代理人で配置されたときに既に同種工事の監理技術者の資格を有していた者に限る) として国、特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体 (奈良県・五條市を含む) が発注した同種工事の完成・引渡が完了した。ただし、配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。	1			
				d.	上記a. b. c. に該当しない	0			
		地域精進度 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注6)	本店の所在地 (注12)	a.	五條市内に本店がある	1			
				b.	上記aに該当しない	0			
		社会・地域貢献 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注6)	過去15年間に元請 (JVの構成員として請負った工事を含む) として完成・引渡が完了した地域内工事の実績 (注2)	a.	国、奈良県、又は五條市が発注した工事で、五條市内の工事実績がある	1			
				b.	上記aに該当しない	0			
				a.	奈良県又は五條市と災害協定を締結していることが確認できる	1			
				b.	上記aに該当しない	0			
				a.	過去1年間に地域貢献活動 (ボランティア) を実施し、五條市から表彰されている	0.25点/ 枚	Max 0.5		
				b.	上記aに該当しない	0			
加 算 点 合 計 (注9)							15.5点満点		

- (注1) 施工計画の記載内容が適正でない(未記載を含む)場合、提案を求めている事項が1つでも欠落している場合、本工事の施工条件(工種、工法、地形、地名等)に合致していない内容が含まれている場合は欠格とし、入札参加を認めないものとする。
- (注2) 過去5年間とは、工事成績評定点にあっては平成31年4月1日～令和6年3月31日とする。また、表彰にあっては平成31年4月1日～令和6年3月31日までに完成し、かつ、引渡が完了した工事で、公告日の前日までに表彰を受けたものに限るものとする。なお、過去5年間に複数の工事で複数の表彰を受けた場合でも、その企業に対して1表彰として加点するものとする。
- (注3) 過去15年間とは、平成31年4月1日～本工事の公告日までとする。
「工事成績評定点の平均値」は、小数点以下第3位を切り捨てて、小数点以下第2位とする。
「配点」についても、小数点以下第3位を切り捨てて、小数点以下第2位までとする。
- (注4) 過去に五條市建設工事等競争入札参加資格における土木一式工事の格付けに変更があった入札参加者においては、以前に格付けされていた等級に応じた発注基準に基づいた入札で受注し、過去5年間(平成31年4月1日～令和6年3月31日まで)に完成し、かつ、引渡しが完了した工事の工事成績評定点についても評価の対象とする。過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし配点は0点とする。
- (注5) 一般土木工事等とは、舗装工事・PC橋上部工工事・鋼橋上部工工事・塗装工事・水門工事・建築工事・設備工事(土木設備・建築設備・下水道設備・水道設備)・解体工事(令和元年6月1日以降)以外のすべての工事とする。
- (注6) JVの場合は、出資比率による加重平均で採点するものとし、加重平均した後に小数点以下第3位を切り捨て、小数点以下第2位まで計算するものとする。
- (注7) 「同種工事」の実績要件は、当該工事の入札公告において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。
現場代理人としての施工経験において、「監理技術者の資格を有していた者」とは監理技術者資格者証の交付を受けた者とする。
配置予定技術者の実績において加点され落れた後、工事期間中にやむを得ず配置予定技術者を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ、工事成績評定において10点減点とする。
- (注8) 「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条及び同施行令第1条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が五條市で確認できるものに限る)。
「公共法人」とは、法人税法第2条第5号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注9) 加算点の合計が、減点により0点を下回る場合は欠格とし、入札参加は認めないものとする。
- (注10) 技術提案書の提出書類について、工事名・工事番号が適正でない場合、会社名が記載されていない場合、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合、配置予定技術者の氏名が記載されていない場合は欠格とし、入札参加は認めないものとする。
- (注11) 自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事等を除く。
- (注12) 本店の所在地は、本工事の公告日時点での住所とする。
- (注13) 過去1年間とは、公告日の前日までに感謝状の贈呈を受けたものに限るものとする。なお、感謝状の贈呈は、ひとつのパッケージに対してひとつの感謝状として加点するものとする。

(案)

五條市建設工事等総合評価落札方式(簡易型)落札者決定基準

工 事 名: ○○○工事
工事番号: 2401○○○
工事場所: 五條市 ○○町 地内例:土木一式B等級
(1項目1提案)

五條市建設工事等総合評価落札方式(簡易型)における落札者決定基準は以下によるものとする。

分類	評価(審査)項目		評価(審査)内容		評価(審査)基準		配 点		
技 術 提 案 書 (注10)	施 工 計 画	②品質管理 (注1)		材料や構造物の品質確認方法、 管理方法の適切性(評価項目に 付き2提案以上記入があった場合 は、当該項目の全ての提案を 評価対象外とする)	a.	品質の確認方法、管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び 効果が見られる	3点/ 1提案	左記得 点の合 計点	小計 3点 満点
					b.	品質の確認方法、管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が 見られる	1.5点/ 1提案		
					c.	品質の確認方法、管理方法が適切であるが上記a. b)に該当しない	0		
	企 業 の 施 工 実 績 等	③安全 管理 (注1)	工事成績評定点 (JVは全構成会社 別に採点し、出資 比率による加重平 均とする) (注6)	過去5年間に元請(JVの構成員 として請負った工事を含む)として 完成・引渡が完了した五條市 発注の「当初税抜設計金額が5 00万円以上の一般土木工事 等」の工事成績評定点の平均値 (過去5か年の全件数の平均値) (注2)(注3)(注4)(注5)(注11)	a.	65点以上	(工事成績評定点 の平均値－65) × 0.1 MAX2.5		小計 9.5点 満点
					b.	60点以上65点未満	(工事成績評定点 の平均値－65) × 0.4		
					c.	60点未満	－3		
		表彰(JVは全構成 会社別に採点し、 出資比率による加 重平均とする) (注6)	過去5年間ににおける国土交通省 近畿地方整備局、又は奈良県の 一般建設工事等に対する表彰 (注2)	a.	下記の表彰を受けている ○国土交通省近畿地方整備局の表彰 ・優良工事等施工者(工事請負業者)表彰(局長、事務所長) ・優良工事等施工者(技術開発)表彰 ・優良工事等施工者(安全対策)表彰 ・優良工事等施工者(イメージアップ)表彰 ・コンクリート構造物品質コンテスト表彰	0.5			
				b.	下記の表彰を受けている ○奈良県県土マネジメント部の表彰 ・優良工事表彰(県土マネジメント部長、県土マネジメント部の所長(発注機関の 長による)表彰)	0.25			
				c.	上記a)に該当しない	0			
		ISO9000シリーズ、ISO14000シリーズ認証取得(JVは 全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注6)		a.	本社・工場等当該工事関係部署がISO9000シリーズかつISO14000シリーズ認 証を取得している	1			
				b.	本社・工場等当該工事関係部署がISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ認 証を取得している	0.5			
				c.	上記a. b)に該当しない	0			
		配置予定技術者の実績 (JVは代表者のみ採点す る)	過去15年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した同種 工事についての監理技術者・主任 技術者・現場代理人としての 施工経験 (注2)(注7)(注8)	a.	監理技術者・主任技術者として国、奈良県、又は五條市が発注した同種工事の完 成・引渡が完了した	2			
				b.	監理技術者・主任技術者として特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体(奈良 県・五條市を除く)が発注した同種工事の完成・引渡が完了した	1			
				c.	現場代理人(現場代理人で配置されたときに既に同種工事の監理技術者の資格を 有していた者に限る)として国、特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体(奈良 県・五條市を含む)が発注した同種工事の完成・引渡が完了した。ただし、配置期間 は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。	1			
				d.	上記a. b. c. に該当しない	0			
		地域精進度(JVは全構成 会社別に採点し、出資 比率による加重平均とす る)(注6)	本店の所在地 (注12)	a.	五條市内に本店がある	1			
				b.	上記a)に該当しない	0			
		社会・地域貢献(JVは全 構成会社別に採点し、出 資比率による加重平均と する)(注6)	過去15年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した地域 内工事の実績 (注2)	a.	国、奈良県、又は五條市が発注した工事で、五條市内の工事実績がある	1			
				b.	上記a)に該当しない	0			
			災害協定の締結	災害協定の締結	a.	奈良県又は五條市と災害協定を締結していることが確認できる	1		
					b.	上記a)に該当しない	0		
				地域貢献活動の実施(注13)	a.	過去1年間に地域貢献活動(ボランティア)を実施し、五條市から表彰されている	0.25点/ 枚	Max 0.5	
					b.	上記a)に該当しない	0		
加 算 点 合 計 (注9)								12.5点満点	

(注1) 施工計画の記載内容が適正でない(未記載を含む)場合、提案を求めている事項が1つでも欠落している場合、本工事の施工条件(工種、工法、地形、地名等)に合致していない内容が含まれている場合は欠格とし、入札参加を認めないものとする。

(注2) 過去5年間とは、工事成績評定点にあっては平成31年4月1日～令和6年3月31日とする。また、表彰にあっては平成31年4月1日～令和6年3月31日までに完成し、かつ、引渡が完了した工事で、公告日の前日までに表彰を受けたものに限るものとする。なお、過去5年間に複数の工事で複数の表彰を受けた場合でも、その企業に対して1表彰として加点するものとする。

(注3) 過去5年間とは、平成31年4月1日～本工事の公告日までとする。
「工事成績評定点の平均値」は、小数点以下第3位を切り捨てて、小数点以下第2位とする。
「配点」についても、小数点以下第3位を切り捨てて、小数点以下第2位までとする。

(注4) 過去に五條市建設工事等競争入札参加資格における土木一式工事の格付けに変更があった入札参加者においては、以前に格付けされていた等級に応じた発注基準に基づいた入札で受注し、過去5年間(平成31年4月1日～令和6年3月31日まで)に完成し、かつ、引渡しが完了した工事の工事成績評定点についても評価の対象とする。過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし配点は0点とする。

(注5) 一般土木工事等とは、舗装工事・PC橋上部工工事・鋼橋上部工工事・塗装工事・水門工事・建築工事・設備工事(土木設備・建築設備・下水道設備・水道設備)・解体工事(令和元年6月1日以降)以外のすべての工事とする。

(注6) JVの場合は、出資比率による加重平均で採点するものとし、加重平均した後に小数点以下第3位を切り捨て、小数点以下第2位まで計算するものとする。

(注7) 「同種工事」の実績要件は、当該工事の入札公告において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。
現場代理人としての施工経験において、「監理技術者の資格を有していた者」とは監理技術者資格者証の交付を受けた者とする。
配置予定技術者の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置予定技術者を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ、工事成績評定において10点減点とする。

(注8) 「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条及び同施行令第1条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が五條市で確認できるものに限る。)

「公共法人」とは、法人税法第2条第5号に規定する別表第一に掲げる法人とする。

(注9) 加算点の合計が、減点により0点を下回る場合は欠格とし、入札参加は認めないものとする。

(注10) 技術提案書の提出書類について、工事名・工事番号が適正でない場合、会社名が記載されていない場合、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合、配置予定技術者の氏名が記載されていない場合は欠格とし、入札参加は認めないものとする。

(注11) 自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事等を除く。

(注12) 本店の所在地は、本工事の公告日時点での住所とする。

(注13) 過去1年間とは、公告日の前日までに感謝状の贈呈を受けたものに限るものとする。なお、感謝状の贈呈は、ひとつのパッケージに対してひとつの感謝状として加点するものとする。